平成２１年（フ）第５８５号
大分県別府市大字鶴見2015番地　県営扇山住宅１Ａ－６－100号
債務者　川崎喜代子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５９７号
大分県由布市庄内町渕23番地１
債務者　渕野めぐみ（旧姓高島）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６８号
大分県日田市大字高瀬348番地５
債務者　高瀬　春夫
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第３６３号
宮崎市大字田吉西前島1956番地、住民票上の住所宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅96棟14号
債務者　上村　　浩
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１９９号
宮崎県都城市鷹尾５丁目４街区14号　コーポラス山下205、住民票上の住所宮崎県都城市鷹尾５丁目４街区14号　コーポ池田205
債務者　永山　温子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第５５２号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目17番14号
債務者　峯崎　利弘
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
鹿児島県大島郡喜界町大字赤連2764番地１
債務者　村上　　敦
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１３１号
鹿児島県大島郡伊仙町大字面縄2249番地
債務者　森山　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１３３号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町13番58―301号
債務者　野口　英雄
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１３５号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町15番４号
債務者　重原　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１４４号
鹿児島県垂水市牛根境1154番地
債務者　大木場鉄也
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
鹿児島県鹿屋市上野町4554番地38
債務者　福永　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
鹿児島県鹿屋市下祓川町1500番地２　ウィズ下祓川市営住宅２―204号
債務者　岩下　和美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
宮城県東松島市大曲字横沼21番地５
債務者　鈴木のり子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
宮城県東松島市大曲字横沼21番地５
債務者　鈴木　卓郎
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
長野県千曲市大字戸倉1778番地３
債務者　丸山　文子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１９２号
長野県上田市神畑1170番地２　ドリームハイツ101号
債務者　前山真由美（旧姓依田）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３１２号
神戸市西区桜が丘東町２丁目５－５
債務者　増田　　薫
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係